

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年3月2日 06時36分ごろ
発生場所	東京湾中ノ瀬北方沖 横浜大黒防波堤東灯台から真方位104° 3.1海里（M）付近 （概位 北緯35° 26.7′ 東経139° 46.1′）
事故の概要	コンテナ専用船HAI SU 6は、漂流中、また、貨物船みさき丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年3月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ専用船 HAI SU 6（中華人民共和国籍）、7,545トン 9339026（IMO番号）、QUAN SHOU ANSHENG SHIPPING CO., LTD. B 貨物船 みさき丸、285トン 141530、邦祐海運有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に破口を伴う凹損 B 右舷船首部外板に曲損等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aほか16人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、総重量2,119tのコンテナを積載し、京浜港横浜第3区の大黒ふ頭に向け、同港東京第3区の青海コンテナふ頭を離岸した。 A 船は、中ノ瀬北方沖において、船首を南西方に向けて主機を停止し、鶴見航路の管制が入航信号となるまで漂流して待機中、船長Aが船尾方から接近するB船のレーダー映像をA船が手配したタグボートであると思って漂流を続けていたところ、左舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B 船は、船長Bほか3人が乗り組み、空船で、京浜港横浜第5区の金沢木材ふ頭に向け、同港東京第3区の10号地ふ頭を離岸した。 船長Bは、単独で操船に当たり、東京湾アクアライン西水路を通過して約9ノットの対地速力で南西進中、船首方に認めた2隻のレーダー映像を錨泊中の船舶であると思い、2隻の間に向けて南西進を続けた。 船長Bは、VHF無線電話装置（以下「VHF電話」という。）で

	<p>他船から呼び出され、B船の船首方を横切ってもよいか尋ねられたので、横切ることを了承した後、呼び出してきた当該他船を探そうと両舷船首方に意識を向けてレーダー画面を見ながら航行を続け、ふと顔を上げて船首方を見たところ、至近となったA船を認め、慌てて左舵一杯としたものの、B船とA船とが衝突した。</p> <p>(付図1 航行経路図 参照)</p>
分析	<p>A船は、中ノ瀬北方沖において漂流中、船長Aが、レーダーで認めた船尾方から接近するB船の映像をA船が手配したタグボートであると思って漂流を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、中ノ瀬北方沖を南西進中、船長Bが、B船の船首方を横切る旨の連絡をした他船を探そうと両舷船首方に意識を向けてレーダー画面を見ながら航行を続けたことから、船首方に漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、中ノ瀬北方沖において、A船が漂流中、B船が南西進中、船長Aが、レーダーで認めた船尾方から接近するB船の映像をA船が手配したタグボートであると思って漂流を続け、また、船長Bが、B船の船首方を横切る旨の連絡をした他船を探そうと両舷船首方に意識を向けてレーダー画面を見ながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、レーダーで接近する船舶を認めた場合には、レーダー情報だけに頼らず、目視、AIS情報等で当該船舶の情報の詳細を把握し、衝突のおそれを多角的に判断すること。 ・ 船長は、他船からVHF電話で呼出しを受けた際、当該他船の位置、動静を問い、目視、レーダーで当該他船を確認してから、当該他船と衝突を避けるための動作について協議すること。 ・ 船長は、船舶が輻輳する海域においては、見張りを増員することが望ましい。

